

# 国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則

平成 26 年 9 月 24 日  
規則 第 25 号

最終改正 平成 29 年 1 月 20 日規則第 48 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 組織の責任体制（第 4 条－第 7 条）
- 第 3 章 不正行為への措置等（第 8 条－第 19 条）
- 第 4 章 その他（第 20 条・第 21 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （趣旨）

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為の防止について必要な事項及び国立大学法人高知大学コンプライアンス通報等規則（以下「通報等規則」という。）第 23 条第 2 項の規定に基づき、研究活動上の不正行為に係る措置等について必要な事項を定める。

#### （定義）

第 2 条 この規則において、「研究者等」とは、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の役員、職員及び学生その他本学の施設設備を利用して研究活動を行う者をいう。

2 この規則において「不正行為」とは、次の各号に定めるものをいう。ただし、研究者等としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った場合を除き、故意によるものでないことが根拠をもって明らかな場合は、これを除くものとする。

- (1) 捏造 研究者等が行う研究活動（研究成果の発表の過程を含む。以下同じ。）において、存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究者等が行う研究活動において、研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 研究者等が行う研究活動において、他者のアイディア、研究手法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該他者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) その他 前 3 号以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び

社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの(論文等の二重投稿、不適切なオーサーシップ及びデータの恣意的な解釈のうち、著しく悪質なもの等)

- 3 この規則において「管理者」とは、通報等規則第6条に規定する「コンプライアンス管理者(以下「管理者」という。)」を、副管理者は、通報等規則第6条に規定する「コンプライアンス副管理者(以下「副管理者」という。)」をいう。
- 4 この規則において「部局」とは、通報等規則第3条第6号に規定する「部局」をいう。  
(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、高知大学における研究者の行動規範(平成19年3月28日制定)及びこの規則を遵守するとともに、自らが研究活動における不正行為を行わないために必要な高度の研究者倫理を常に保持し、適正かつ公正な研究活動を行わなければならない。

- 2 研究者等は、実験・観察ノート等の記録媒体の作成(方法等を含む。)及び保管並びに実験試料及び試薬の保存等の研究活動に関して守るべき作法を順守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究のために収集した資料、情報及びデータ等(以下「研究データ」という。)を適切に保管し、事後の検証・追試が行えるよう十分な期間保存しなければならない。
- 4 研究者等は、研究倫理教育責任者に研究データの開示を求められた場合は、求めに応じなければならない。
- 5 研究データの保存期間及び保存方法について、別に定める。
- 6 研究者等は、研究倫理教育を受講しなければならない。

## 第2章 組織の責任体制

(最高管理責任者)

第4条 本学に最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、本学の研究活動における不正行為の防止について最終責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第5条 本学に統括管理責任者を置き、理事(研究・医療担当)をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等について総括し、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 本学の部局に、研究者等の研究活動における不正行為を未然に防止し、公正な研

究活動を推進するとともに、研究倫理に関する知識を定着、更新させるため、研究倫理教育責任者を置く。

- 2 前項の研究倫理教育責任者は、通報等規則第3条第6号に規定するコンプライアンス推進責任者をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は、自己の管理監督又は指導する部局に所属する研究者等広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。

(推進室の設置)

第7条 本学に、研究者倫理の向上等に向けた取組を推進するため、研究不正防止対策推進室（以下「推進室」という。）を置く。

- 2 推進室の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 不正行為への措置等

(予備調査等)

第8条 管理者は、通報等規則第11条により研究活動上の不正行為に関わる事案と判断するコンプライアンス通報の報告を受けたときは、その旨を学長に報告し、副管理者は、通報内容の合理性、調査可能性等について判断するため、速やかに予備調査の実施を理事（研究・医療担当）に依頼するものとする。

- 2 予備調査とは、通報内容の合理性、調査可能性等について専門的知見により調査し、調査結果を基に本格的な調査（以下「本調査」という。）を実施すべきか否かを判断する調査をいう。
- 3 管理者は、学会等のコミュニティ又は報道により不正行為の疑いが指摘された場合及び不正行為の疑いがインターネットに掲載されている（ただし、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを確認した場合には、匿名により通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 依頼を受けた理事（研究・医療担当）は、速やかに予備調査を実施する。
- 5 依頼を受けた理事（研究・医療担当）は、被通報者の所属する部局を管理又は指導するコンプライアンス推進責任者を委員長とする予備調査委員会を設置し、予備調査に当たらせるものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、学長が指名する理事又は副学長を委員長とすることができる。
- 6 予備調査に当たって、必要に応じて次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 当該事案に係る論文、実験・観察ノート、生データ等、各種資料の保全及び精査
  - (2) 関係者（当該通報に関係する者（通報者、被通報者及び調査協力者を含む。以下同じ。））からの事情聴取
  - (3) その他調査に当たって、合理的に必要な事項
- 7 前項の各種資料の保全を行う場合には、事前に被通報者が所属する部局の長の承諾を得なければならない。
  - 8 保全された各種資料の精査を行う場合には、被通報者が所属する部局の長が指名する教員2人の立ち会いを必要とする。
  - 9 関係者は、当該調査に当たっては、誠実に協力しなければならない。
  - 10 関係者は、予備調査委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
  - 11 予備調査委員会は、予備調査の結果を、予備調査委員会を設置した理事（研究・医療担当）に報告する。
  - 12 依頼を受けた理事（研究・医療担当）は、予備調査の結果を副管理者に報告する。
  - 13 副管理者は、予備調査の結果を管理者に報告し、報告を受けた管理者は学長に報告し、学長は本調査を行うか否かについて決定する。
  - 14 前項の本調査の実施の決定は、原則として通報を受け付けた日から、30日以内に行わなければならない。

（研究不正調査委員会）

第9条 学長は、管理者の報告を受け、本調査を行う場合は、理事（研究・医療担当）に速やかに本調査を依頼する。

- 2 理事（研究・医療担当）は、本調査を開始するため、当該事案に係る国立大学法人高知大学研究不正調査委員会（以下「不正調査委員会」という。）を設置するものとする。
- 3 不正調査委員会については、別に定める。

（本調査）

第10条 学長は、本調査を実施することを決定した場合は、本調査を行う旨並びに不正調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知するものとする。

- 2 通報者及び被通報者は、通知された日から2週間以内に不正調査委員会委員に関し、学長に異議申立てをすることができる。
- 3 学長は、前項の異議申立ての内容が妥当であると判断した場合は、不正調査委員会委

員を交代させるとともにその旨を通報者及び被通報者に通知する。

- 4 不正調査委員会は、原則として本調査の実施の決定後、30日以内に本調査を開始しなければならない。
- 5 不正調査委員会は、委員の半数以上が外部有識者で構成され、及び当該外部委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 6 不正調査委員会は、本調査において、被通報者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 7 不正調査委員会は、通報された行為が行われた可能性を調査するため、再実験などにより再現性を示すことを被通報者に求める場合、又は被通報者自らの意思による申し出によりその必要性を認める場合は、不正調査委員会の指導・監督のもと、再実験に要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し本学が合理的に必要と判断する範囲内において、これを行わせることができる。
- 8 学長は、本調査を行わないことを決定した場合には、予備調査の結果の概要を決定の理由を添えて通報者及び被通報者に通知するものとする。なお、通報者に対しては、通報窓口を通じて通知するものとする。この場合において、不正調査委員会は、予備調査に係る資料を保存し、通報者の求めに応じ開示しなければならない。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第11条 被通報者は、不正調査委員会の調査において、通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合は、自己責任において、当該研究の科学的に適正な方法及び手続き並びに論文等の表現の適切性について、科学的根拠を示して説明しなければならない。

（調査中における研究費の一時的使用停止）

第12条 学長は、本調査の実施決定後、調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対し、通報された研究に係る研究費の使用停止を命じることができる。

（審理及び認定）

第13条 不正調査委員会は、原則として本調査開始後150日以内に本調査の結果を取りまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定しなければならない。

- 2 不正調査委員会は、認定を行うに当たり、不正行為が行われなかったと認定される場

合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

- 3 不正調査委員会委員長は、委員会が行った認定内容を学長に報告する。
- 4 前項の報告を受けた学長は、報告を受けた認定内容について文書により通報者及び被通報者に通知するものとする。

(不服申立て)

第 14 条 通報者又は被通報者は、前条の認定に対して不服があるときは、その認定について通知の日の翌日から起算して 14 日以内に文書により学長に不服申立てをすることができる。

(審査)

第 15 条 学長は、前条による不服申立てを受理したときは、不正調査委員会に対し速やかに審査を命じるとともに、通報者から不服申立てがあった場合は、被通報者へ、被通報者から不服申立てがあった場合は、通報者に通知する。

- 2 学長は、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、不正調査委員会委員の交代若しくは追加、又は不正調査委員会に代えて他の者に審査を命じることができるものとする。
- 3 不正調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、速やかに再調査の必要性を審査し、学長に報告する。また、学長は、審査の結果を通報者及び被通報者に通知する。
- 4 前項の審査において、不正調査委員会が、当該不服申立てが、当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると判断するときは、学長は以後の不服申立てを受け付けないことができるものとする。

(再調査等)

第 16 条 学長は、前条により、再調査の必要がある旨の報告を受けた場合は、速やかに不正調査委員会に再調査を開始するように命じる。

- 2 不正調査委員会は、前項の再調査を命じられたときは、再調査を開始した日から概ね 50 日以内に、再調査、審理、認定及び報告を行わなければならない。この場合、第 10 条及び第 13 条の規定を準用する。
- 3 不正調査委員会委員長は、前項の認定の結果を学長に報告する。

4 前項の報告を受けた学長は、文書により通報者及び被通報者に通知するものとする。  
この場合において、通報者に対しては、通報窓口を通じて通知するものとする。

5 通報者及び被通報者は、第2項の認定に対して不服を申し立てることはできない。  
(関係機関への報告等)

第17条 学長は、本調査の実施を決定した段階で、調査に至った経緯及び予備調査の結果等について、また、本調査が終了した段階で、不正行為の調査結果及び講じた措置等について文部科学省及び資金配分機関に報告しなければならない。

2 学長は、次の各号に掲げる事項について、対応しなければならない。

(1) 学長は、調査の実施に際し、調査方法、調査対象及び方法等について資金配分機関に報告及び協議しなければならない。

(2) 学長は、通報を受け付けた日から210日以内に、調査結果、不正行為の発生要因、管理体制、再発防止計画等を含む最終報告書を資金配分機関に、提出しなければならない。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を提出しなければならない。

(3) 学長は、調査の過程であっても、不正行為の事実が一部でも確認された場合には、速やかに不正調査委員会に認定させ、資金配分機関に報告しなければならない。

(4) 学長は、前2号のほか、資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出しなければならない。

(5) 学長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資金配分機関から求めがあった場合には、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査結果の公表)

第18条 学長は、不正行為の存在が認定された場合には、個人情報及び知的財産の保護等、不開示とすることに合理的な理由があるものを除き、原則として調査結果を公表するものとする。

2 前項の規定により公表する内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名及び所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学長は、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏

名及び所属を公表しないことができる。

- 4 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの規定により公表する内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被通報者の氏名及び所属、不正調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名及び所属、悪意に基づく通報と認定した理由、不正調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等を公表する。

(通報者及び被通報者に対する措置)

第 19 条 学長は、不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が本学に所属する場合は、被認定者に対し、法人規則等に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告することができるものとする。

#### 第 4 章 その他

(事務)

第 20 条 本規則に関する事務は、関係部局の協力を得て、研究国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、不正行為の防止について必要な事項及び不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成 26 年 9 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 1 月 28 日規則第 47 号)

この規則は、平成 27 年 1 月 28 日から施行する。



附 則（平成 28 年 3 月 23 日規則第 118 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 20 日規則第 48 号）

この規則は、平成 29 年 1 月 20 日から施行する。